○外務省告示第八十六号

平成二十二年二月十六日にキンシャサで、ンガリエマ浄水場拡張計画（詳細設計）のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がコンゴ民主共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ンガリエマ浄水場拡張計画（詳細設計）を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　八千百万円

3　贈与の供与期限　平成二十四年五月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　北澤寛治在コンゴ民主共和国大使

コンゴ民主共和国側　レイモン・チバンダ・ンドゥンガムロンゴ国際・地域協力大臣

平成二十二年三月三日

外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第八十七号

平成二十二年二月十六日にサンホセで、太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がコスタリカ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　八億千万円

3　贈与の供与期限　平成二十二年三月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　山口英一在コスタリカ大使

コスタリカ側　ブルーノ・スタニョ・ウガルテ外務・宗務大臣

平成二十二年三月三日

外務大臣　岡田　克也

○農林水産省告示第三百九十四号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十二条第一項の規定に基づき、動物用生物学的製剤基準（平成十四年十月三日農林水産省告示第千五百六十七号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十二年三月三日

農林水産大臣　赤松　広隆

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百九十五号

薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）第八十三条の規定により読み替えて適用される同令第六十条の規定に基づき、動物用生物学的製剤検定基準（平成十四年十月三日農林水産省告示第千五百六十八号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十二年三月三日

農林水産大臣　赤松　広隆

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百九十六号

薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）第八十三条の規定により読み替えて適用される同令第五十八条及び第五十九条並びに動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）第百五十四条第一項の規定に基づき、平成十七年三月十八日農林水産省告示第五百十六号（動物用医薬品の検定手数料並びに試験品及び出願者の保存用品として抜き取らせるべき数量を定める等の件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十二年三月三日

農林水産大臣　赤松　広隆

表ワクチン（シードロット製剤を除く。）の部中

「牛ウイルス性下痢―粘膜病生ワクチン	609,100	85,100	24	24	2 」を

「牛ウイルス性下痢―粘膜病生ワクチン	609,100	85,100	24	24	2
牛コロナウイルス感染症（アジュバント加）不活化ワクチン	352,800	20,300	16	13	2 」に、
「豚ストレプトコッカス・スイス（2型）感染症（酢酸トコフェロールアジュバント加）不活化ワクチン	370,800	20,300	11	11	2 」を
「豚ストレプトコッカス・スイス（2型）感染症（酢酸トコフェロールアジュバント加）不活化ワクチン	370,800	20,300	11	11	2 」に、
豚増殖性腸炎生ワクチン	395,700	62,000	11	11	2 」を
「豚コレラ・豚丹毒混合生ワクチン	1,741,100	0	サブロットごとに44	サブロットごとに44	2 」を
「豚コレラ・豚丹毒混合生ワクチン	1,741,100	0	サブロットごとに44	サブロットごとに44	2 」に、
インフルエンザ・豚丹毒混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン	341,300	20,300	13	13	2 」に、
「猫ウイルス性鼻気管炎・猫カリシウイルス感染症・猫汎白血球減少症・猫白血病（組換え型）混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン	479,900	20,300	55	55	5 」を
「猫ウイルス性鼻気管炎・猫カリシウイルス感染症・猫汎白血球減少症・猫白血病（組換え型）混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン	479,900	20,300	55	55	5 」を
猫ウイルス性鼻気管炎・猫カリシウイルス感染症・猫汎白血球減少症・猫白血病（組換え型）混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン	551,100	20,300	49	49	5 」に

改める。

表ワクチン（シードロット製剤）の部中

「牛クロストリジウム・ボツリヌス（C・D型）感染症アジュバント加）トキソイド（シード）	254,100	20,300	12	12	2 」を
「牛クロストリジウム・ボツリヌス（C・D型）感染症（アジュバント加）トキソイド（シード）	254,100	20,300	12	12	2 」を
「牛クロストリジウム・ボツリヌス（C・D型）感染症（アジュバント加）トキソイド（シード）	254,100	20,300	12	12	2 」に
ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎混合生ワクチン（シード）	0	220,000	2	2	2 」に

改める。